

國學院大學日本文化研究所紀要 第九十四輯
(平成十六年九月發行) 抜刷

テレビにおける宗教放送に関する規制をめぐる諸問題

——なぜ心霊番組・超能力番組は放送できるのか——

石井研士

テレビにおける宗教放送に関する規制をめぐる諸問題

—なぜ心霊番組・超能力番組は放送できるのか—

石井 研 士

目 次

はじめに

一 放送と規制

二 キー局の放送基準

三 放送番組審議会

四 心霊番組・超能力番組はなぜ放送されるのか

五 心霊番組・超能力番組は「やらせ」か

六 心霊番組・超能力番組に対する無関心の存在

七 心霊番組・超能力番組は影響を及ぼすか

はじめに

平成十五年十月、日本テレビのプロデューサーによる視聴率買収事件が発覚した。プロデューサーは平成十二年三月から翌年七月にかけて、民間調査会社を使って割り出したビデオサーチ社の視聴率モニターに接触した。最終的に三世帯の買収に成功し、担当番組を見るように依頼したという事件である。

この視聴率事件や繰り返し返されるやらせ番組事件の背景には、視聴率至上主義が存在する。今回の事件においても、日本テレビの萩原敏雄社長（当時）の「内容じゃない。視聴率がいいのがいい番組だ」という言動が背景にあると報道された。

平成十六年六月、日本テレビは（１）番組視聴満足調査の実施、（２）視聴者による視聴者のための番組プロジェクト「視聴者番組企画会議」、（３）制作者評価としての報奨、顕彰制度の充実、そして（４）放送による企画意図（マニフェスト）の表明の制度化を対応策として明らかにした。最後のマニフェストの公表は極めて興味深い。視聴率事件を起こしたプロデューサーはヴァリエティ番組の制作に関わってきたが、現在、テレビ放送において最も長時間放送され、視聴率の高い宗教番組はヴァリエティ番組として放送されているのである。これまで、超能力番組や心霊特集などの放送が、どのような企画意図をもつて放送されているのかは、建前という点からも明らかにされることがなかった。そもそも、こうした番組が放送基準に照らし合わせて放送可能かどうかさえ議論されたことはないのである。

戦後、日常生活の中から伝統的な宗教的儀礼が脱落し、宗教者や宗教団体が日本人や日本社会に対する影響力を希薄化させている中で、巨大なマスメディアとしてのテレビの及ぼす影響は大きい。本論文は、テレビにおける宗

教放送に関する規制をめぐる諸問題を検討することを目的としている。

一 放送と規制

テレビ放送の内容に関する法律で、まず最初に想起されなければならないのは憲法である。憲法第二十一条「集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密」には「1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」と記されている。第二十一条に示された表現の自由と検閲の禁止を原則とし、昭和二十五年に放送に関する具体的な法律として制定されたのが放送法と電波法である。¹⁾

放送法はその目的を次のように謳っている。

放送法

(目的)

第1条 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 1、放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 2、放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 3、放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにす

ること。

第1条の2項と3項は直接放送番組の内容に関わる条文である。しかしながら「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること」や「放送が健全な民主主義の発達に資するよう」にすること」という表現はきわめて抽象的であつて、個々の番組編集に関しては、より詳細な規程が必要となる。そこで放送法は第3条の2項で放送内容に関する指針、編集の基準（番組基準）そして放送番組審議機関を設けることを記している。

放送法

（国内放送の放送番組の編集等）

第3条の2 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 1、公安及び善良な風俗を害しないこと。
 - 2、政治的に公平であること。
 - 3、報道は事実をまげないですること。
 - 4、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たつては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の調和を

保つようにしなければならない。

3 放送事業者は、国内放送の教育番組の編集及び放送に当たっては、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにしなければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにしなければならない。

（番組基準）

第3条の3 放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。

2 放送事業者は、国内放送について前項の規定により番組基準を定めた場合には、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

（放送番組審議機関）

第3条の4 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。

3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

4 放送事業者は、審議機関が第2項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。

1、前項の規定により講じた措置の内容

2、第4条第1項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況

3、放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要

6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用を努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

1、審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要

2、第4項の規定により講じた措置の内容

個々の放送事業者は、憲法、放送法の基本理念を受け継いで、個別に番組基準と放送番組審議機関を設けている。日本放送協会は日本放送協会番組基準（国内番組基準と国際番組基準の二つ。昭和三十四年七月二十一日制定）を、民間放送の連合体である社団法人日本民間放送連盟（以下民放連。昭和三十四年七月制定）は基幹メディアとして民放共通の自主的な倫理基準としての日本民間放送連盟放送基準を設けている（昭和二十六年十月十二日制定）。

日本放送協会の番組基準を見ると、番組基準が放送法の目的を敷衍して作成されていることがよく理解できる。

日本放送協会「国内番組基準」

日本放送協会は、全国民の基盤に立つ公共放送の機関として、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守って、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで、よい放送を行うことによって、公共の福祉の増進と文化の向上に最善を尽くさなければならない。

この自覚に基づき、日本放送協会は、その放送において、

- 1 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する
- 2 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る
- 3 教養、情操、道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うのに役立つようにする
- 4 わが国の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する
- 5 公共放送としての権威と品位を保ち、公衆の期待と要望にそうものであることを基本原則として、ここに、国内放送の放送番組の編集の基準を定める。

番組基準では、放送法には見られない宗教に関する条項が「第1章 放送番組一般の基準」に設けられている。実際の宗教に関わる放送に関係すると考えられる条項を列挙するとおおよそ以下のようなになる。

第3項 宗教

宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱う。

第5項 論争・裁判

- 1 意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにし、公平に取り扱う。

第6項 社会生活

- 1 国民生活を安らかにすることにつとめ、また、相互扶助の精神を高めるようにする。
- 2 公安および公益をみだすような放送はしない。

第11項 表現

- 4 人心に恐怖や不安または不快の念を起こさせるような表現はしない。
- 5 残虐な行為や肉体の苦痛を詳細に描写したり、誇大に暗示したりしない。
- 6 通常知覚できない技法で、潜在意識に働きかける表現はしない。
- 8 放送の内容や表現については、受信者の生活時間との関係を十分に考慮する。

NHKの放送が、番組基準に従って公正に放送されているとしても、宗教番組に関する以下のような事実はどう考えればいいのだろうか。宗教に関する教養番組を代表する「このころの時代」を、神道や仏教といった宗教系統別に分けると、大半が仏教関係の放送であることがわかる。次に多いのはキリスト教に関する放送であって、神道に関しては年間を通じて数回、祭りなどが取り上げられるだけである。NHKの他の宗教番組に関しても、圧倒的に仏教が多く、その点では明らかに偏りがある。取り組み姿勢が「公正」であったとしても、NHKの宗教に関する実際の放送内容は、少なくともテーマと放送時間に関する限りは、「公平」ではない。

次に、民放連の放送基準の「前文」と宗教に関わる条項を列挙すると以下ようになる。

前文

民間放送は、公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。

われわれは、この自覚に基づき、民主主義の精神にしたがい、基本的人権と世論を尊び、言論および表現の自由をまもり、法と秩序を尊重して社会の信頼にこたえる。

放送にあたっては、次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性など放送のもつ特性を発揮し内容の充実につとめる。

- 1、正確で迅速な報道
- 2、健全な娯楽
- 3、教育・教養の進展
- 4、児童および青少年に与える影響
- 5、節度をまもり、真実を伝える広告

7章 宗教

- (39) 宗教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、ひぼうする言動は取り扱わない。
- (40) 宗教の儀式を取り扱う場合、またその形式を用いる場合は、尊厳を傷つけないように注意する。

(41) 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定する内容にならないよう留意する。

(42) 特定宗教のための寄付の募集などは取り扱わない。

放送基準の内容が抽象的であるために、民放連は『民放連 放送基準解説書』を刊行し、具体的な例を挙げて個々の条文を解説している。⁽²⁾ 個々の解説と具体的な事例を見ると、民放連は、現在放送されているヴァラエティ番組としての宗教番組が放送できないものであることを十分に承知した上で黙認しているとは思えなくなる。「(39) 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、ひぼうする言動は取り扱わない。」の解説として、「信教の自由には、宗教を信じる自由と同時に、信じない自由も含まれる。公共的性格を有する放送でも、信教の自由の趣旨は尊重すべきであり、信仰を強要したり、他宗・他派を中傷、ひぼうすることは避けなければならない。」とした上で、具体的な事例として「浅草は、外人観光客のメッカ」と発言。イスラム教の熱心な信者である在日外国人から、「メッカは全世界のイスラム教徒に崇拜されている聖地であり、許せない」と強い抗議を受けた。」として嚴重注意を言い渡したことが記されている。具体的な指摘はできないが、マスコミ関係者やヴァラエティ番組の出演者の宗教に関する知識や関心はきわめて低く、この程度の事例は数多く見られるのではないか。

「(40) 宗教の儀式を取り扱う場合、またその形式を用いる場合は、尊厳を傷つけないように注意する。」に関して「宗教は、個人の内面的な問題として、信念であれ情緒的反応であれ、ともかく神聖なものとして受け取られているのが実情である。したがって、宗教の儀式を取り扱う場合は、その人々の感情を考慮し、宗教の神聖・尊厳を害することがあってはならない。また、神社・仏閣・教会、あるいは墳墓、その他、死者や死者の霊に関係するもの、および、これらに従事する人を不当に愚弄したり侮辱したりすることのないように注意しなければなら

ない」と説明している。具体的な事例として「バラエティショーの中で、宗教の儀式をパロディ化したコーナーについて、限度を超えないよう制作現場に要請した。」「サスペンスドラマで殺人犯人が特定宗派の衣服をつけていたため抗議を受けた。」と記されている。この点は、次の41項と併せてみると、ますます実際の放送から乖離していることが理解できる。(41) 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定する内容にならないよう留意する。」解説は、「宗教が信者に対して希望と勇気を与えるものであることは事実だが、だからといって近代科学を否定してはならない」のであって、「信仰によって、手術もしないで幼児の心臓病(心房欠損)が全治したとか、「お告げ」に逆らったため義父と娘が相次いで死んだというコメント」を削除したという。また「ある宗教番組の中の、キリスト教批判や西洋医学否定につながる部分と、「教えを聴き合掌した途端、今まで聞こえなかった左の耳が聞こえるようになった。」および「教えを雑誌で読んだだけで医者から見放されていた病気が治った。」というコメント」も削除したという。かつてフィリピンの心霊治療や気の特集、あるいは除霊による精神的肉体的回復が放送されたりといった事例を思い起こすだけで、こうした項目による規制が実際の放送において機能していないことはすぐにも理解できる。

宗教に関する条項として明記されているのはこの第7章だけであるが、他の条項にも宗教に関わるものが見られる。3章「児童および青少年への配慮」には「(20) 催眠術、心霊術などを取り扱う場合は、児童および青少年に安易な模倣をさせないよう特に注意する。」と記されており、解説には、「心霊術や、いわゆる念力などは、科学で説明できない超自然的な一種の精神現象と言われ、これも危険を伴いやすいので、番組制作にあたっては、安易な模倣を助長しないように注意する。」とある。この項目が遵守されていないことは、いちいち例を挙げて説明する必要もないだろう。6章「報道の責任」には「(32) ニュースは事実に基づいて報道し、公正でなければならぬ。・・・

ドキュメンタリーや情報系番組においても虚偽や捏造が許されないことはもちろん、過剰な演出などにならないように注意する。」として、具体的な事例に松本サリン事件が挙げられている。「一九九四年六月の「松本サリン事件」でほとんどのマスコミが第一発見者を容疑者扱いして、その後お詫び放送をし、本人にも直接謝罪した。」

8章「表現上の配慮」には、直接関わる項目が複数見られる。「(46) 人心に動揺や不安を与えるおそれのある内容のものは慎重に取り扱う。フィクションまたは仮説として、この種の内容を取り上げる場合には、事実と混同されないよう十分な配慮が望ましい。」(53) 迷信は肯定的に取り扱わない。」(54) 占い、運勢判断およびこれに類するものは、断定したり、無理に信じさせたりするような取り扱いはいししない。」が直接関わる項目である。とくに(54)に関しては、解説部分に具体的事例が三つ列挙されている。「恋愛中の男女が出席する視聴者参加番組で、占い師が、「君らの結婚は破滅する」と断定的発言をした。(注意)」「テレビショッピング番組中の商品説明に「○○先生の開運法、印相法により、姓名判断上の凶名を吉名に好転させ、運を変える」とあり、また、赤富士額についても「この額を西向きに掛けると財運に恵まれる」といった紹介があった。(厳重注意)」「人気の占い師を集めるスペシャル番組の「霊視占い」コーナーで、「先祖の祟りを除けば病気が治る」との言葉や「霊が信者にとりつく」シーンなどがあった。事前視聴で気づき、当該部分をカット、再編集して放送した。」

条項の解釈に言及されているように、「科学で説明できない超自然的な一種の精神現象と言われ、これも危険を伴いやすいので、番組制作にあたっては、安易な模倣を助長しないように注意する」ことが明記されており、「フィクションまたは仮説として、この種の内容を取り上げる場合には、事実と混同されないよう十分な配慮が望ましい」のであって、「迷信は肯定的に取り扱わない」、「占い、運勢判断およびこれに類するものは、断定したり、無理に信じさせたりするような取り扱いはいししない」と宣言されても、実際の放送内容と大きく乖離していることは自明であ

る。

放送内容と放送基準との整合性を検証する前に、各放送局の番組基準も見ておきたいと思う。

二 キー局の放送基準

民間放送のテレビ局の免許はローカル免許であるために、全国放送を行おうとすると各地のテレビ局がネットワークを形成する必要がある。こうしたネットワークの中心となって、他のローカル局に番組を発信するのがキー局である。現在キー局は、全国どこでも受信できることが放送法によって定められているNHKを除いて、日本テレビ（NTV）、東京放送（TBS）、朝日放送（ANB）、テレビ東京（TX）、フジテレビジョン（CX）の5局であり、それぞれ日本テレビ放送系列（NNN）、東京放送系列（JNN）、テレビ朝日系列（ANN）、テレビ東京系列（TXN）、フジテレビ系列（FNN）の五つの系列ネットワークを形成している。³

これらキー局は民放連の重要な構成者であり、現会長日枝久はフジテレビジョン会長であり、前会長の氏家齊一郎（現名誉会長）は日本テレビ放送網会長兼グループCEOである。キー局の番組基準は、基本的に民放連の番組基準に依拠している。どの番組基準も民放連の番組基準と比較して極端に短く、多少の文言を変えて独自性を出しているに過ぎない。その結果、とくに宗教に言及している番組基準はわずかである。

日本テレビは「基準方針」の中で、「国家」「社会」「政治」「言論」の次ぎに「5 宗教 宗教は公平に取り扱い、みだりにその教義および信仰を非難嘲笑してはならない。」と明記している。また「番組基準」には「5 娯楽番組 娯楽番組は、健全な慰安を提供して国民の生活内容を豊かにするものとする。」と記されている。

TBSの放送基準には宗教に関する言及は見られない。該当箇所としては、「7 社会の良識や良俗に反する放送は行わない。」「9 教養番組は、視聴者の教養を高め、知識を豊富にし、社会問題の判断と実生活に役立つよい資料となるように努める。医療、学術に関する番組は、正確を期し、科学的根拠を尊重し、慎重に取り扱う。」「12 児童向け番組は、児童の健全な常識と豊かな情操を養うことに努め、心理的に悪い影響を及ぼすおそれのあるものは取り扱わない。」くらいであろうか。

フジテレビの番組基準は前文と5つの基本方針しかなく、「具体的基準については社団法人日本民間放送連盟の放送基準を遵守する。」と記されているだけである。テレビ朝日の番組基準にも宗教に関する言及は見られない。娯楽番組の部分を用いると「娯楽番組は、ドラマ、芸能、音楽、映画、演劇など視聴者に喜びとやすらぎをあたえ、明日への活力の糧となるような幅広い内容とする。放送に当たっては、健全な社会生活の潤滑油の役割を果たし、明るく楽しい番組とするように配慮する。」となっている。テレビ東京の放送番組編成基準も短い。宗教に関する言及は見られないので、娯楽に関する部分を引用すると「テレビの特性を生かし、事実を客観的、かつ公正に報道または解説し、情報社会における的確な判断の素材を提供する。」となる。

以上のように、キー局の放送基準はどれも、基本的に民放連の番組基準を遵守する形で構成されており、大きな相違は存在しない。

三 放送番組審議会

放送局は、放送法第3条の4及び放送法第51条に基づき、番組の向上改善と適正を図るために放送番組審議会を

設置しなければならない。NHKと民放連は昭和四十四年に、「放送倫理の高揚と放送文化全般の発展に寄与する」ことを目的に放送番組向上協議会を設けた。昭和五十九年からは「子どもとテレビ」「放送人の課題―自律と責任」など毎年調査研究・シンポジウムを実施している。

平成一三年二月に実施された「第一回青少年へのテレビメディアの影響調査」は、テレビを中心としたメディアが青少年に及ぼす影響を検討することを目的としており、小学五年生が中学二年生になるまでの四年間を追跡してテレビを中心としたメディアの影響を子どもの発達過程・生活空間の中でとらえるという大がかりな調査であった。この調査でもそうであるが、こうしたテレビ番組が視聴者に与える悪しき影響について考慮されるのは、性と暴力である。調査では、テレビの暴力シーンに対して「嫌な気分になる」が四九%、「怖くて目をつぶる」が二六%、「ハラハラドキドキして夢中になる」が二二%、「特に何も感じない」が一九%という回答が示されている。

平成九年に放送番組向上協議会は「放送倫理・番組向上機構」（略称＝BPO、放送倫理機構）に改組された。放送倫理機構は「放送による言論・表現の自由を確保しながら、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情、特に人権や青少年と放送の問題に対して、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的」にした機関である。

ところで、放送倫理を巡って宗教に関する議論が行われた事実があるかという点、管見の及ぶ限りでは見い出ることができない。ここでいう「宗教の議論」は、宗教団体が提供する番組の内容・表現方法に関する議論と、テレビ局が制作・放送している超能力・心霊番組等放送の可否、内容の議論のことである。平成七年の一連のオウム真理教事件、とくにメディアとの関係でいえば、TBS放送が放送前に教団に対してテープを見せた問題があるが、これは宗教的内容に関する問題としてではなく、「見せた」行為の倫理性を問う問題であり、ここでの論旨とは異なる。

NHKと民放連は、NHK放送によるムスタンのやらせ問題、民放連放送番組調査会における椿発言、そしてTBSのオウム真理教ビデオ問題など、多発する倫理的問題に対応するために、一九九六年九月に「放送倫理基本綱領」を制定した。短い綱領なので、以下に引用しておく。

放送倫理基本綱領（一九九六年（平成八）年九月十九日制定）

日本民間放送連盟と日本放送協会は、各放送局の放送基準の根本にある理念を確認し、放送に期待される使命を達成する決意を新たにするために、この放送倫理基本綱領を定めた。

放送は、その活動を通じて、福祉の増進、文化の向上、教育・教養の進展、産業・経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。

放送は、民主主義の精神にのっとり、放送の公共性を重んじ、法と秩序を守り、基本的人権を尊重し、国民の知る権利に応えて、言論・表現の自由を守る。

放送は、いまや国民にとって最も身近なメディアであり、その社会的影響力はきわめて大きい。われわれは、このことを自覚し、放送が国民生活、とりわけ児童・青少年および家庭に与える影響を考慮して、新しい世代の育成に貢献するとともに、社会生活に役立つ情報と健全な娯楽を提供し、国民の生活を豊かにするようにつとめる。

放送は、意見の分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持しなければならない。

放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛けるようつとめる。また、万一、誤った

表現があつた場合、過ちをあらためることを恐れてはならない。

報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない。放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる。

さらに、民間放送の場合には、その経営基盤を支える広告の内容が、真実を伝え、視聴者に役立つものであるように細心の注意をはらうことも、民間放送の視聴者に対する重要な責務である。

放送に携わるすべての人々が、この放送倫理基本綱領を尊重し、遵守することによつてはじめて、放送は、その使命を達成するとともに、視聴者・国民に信頼され、かつ愛されることになることを確信する。

ところで、上記のような放送法、民放連放送基準、各局の番組基準、そして放送倫理綱領が、現在実際にテレビで放送されている超能力番組、心靈番組、占い番組等の放送内容と矛盾することは明らかである。超能力や霊の祟りを前提に制作されている放送を念頭に置いて考えると、放送倫理基本綱領にある「放送が国民生活、とりわけ児童・青少年および家庭に与える影響を考慮して、新しい世代の育成に貢献するとともに、社会生活に役立つ情報と健全な娯楽を提供し、国民の生活を豊かにするようにつとめる。・・・放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛けるようつとめる。また、万一、誤った表現があつた場合、過ちをあらためることを恐れてはならない。」といった表現といかに乖離しているかは明らかである。それでは、なぜ放送基準とは矛盾する番組がテレビで放送され、しかも放送番組向上協議会や放送倫理機構で問題視されることはないのだろうか。

四 心霊番組・超能力番組はなぜ放送されるのか

ここで問題としている番組の輪郭を理解してもらうために、具体的な番組名を挙げておきたいと思う。目的は詳細な一覧と個別の解説ではなく、分析の対象としている一連の番組を想起するためである。そのために特集番組に限定し、フジテレビ「奇跡体験！アンビリバーボー」、TBSテレビ「U.S.O!?! ジャパン」、テレビ朝日「土曜の奇跡 TVのチカラ」、テレビ東京「えくら開運堂」などのルーティン番組は含めていない。

表1 テレビでの超能力番組・心霊番組一覧（2003. 1. 1～12. 31）

1月18日	日本テレビ	スーパースペシャル03 緊急再来日！FBI超能力捜査官第3弾未解決事件に今夜迫る！
2月2日	日本テレビ	ジェネジャン 心霊写真を信じますか？
3月12日	フジテレビ	力をあわせてゴゴゴ 宜保愛子
3月2日	テレビ朝日	TVのちから 超能力スペシャル
4月4日	テレビ東京	悩める女性を癒す！ カリスマ霊能師・江原啓之のスペシャル
4月14日	テレビ朝日	TVのちから 世界の超能力者TOP3 緊急来日！事件・失踪完全透視スペシャル
5月4日	日本テレビ	衝撃リポート!! 世界の怪奇現象・大追跡SPⅡ
6月14日	日本テレビ	スーパースペシャル03 あのFBI超能力捜査官が緊急再来日！未解決事件に衝撃の結末！PART4
6月30日	テレビ東京	TVのちからスペシャル ポーランドから女性超能力者緊急来日！
7月30日	テレビ朝日	スイスぺ！魔界潜入！怪奇心霊⑥ファイルⅢ
12月21日	TBSテレビ	史上最強の占い師細木数子vsウンナンあの超有名な100人メッタ斬りSP
12月22日	テレビ朝日	TVのちから2時間スペシャル 世界的超能力者に未解決事件の透視を依頼
12月25日	フジテレビ	奇跡体験！アンビリバーボーX'mas恐怖スペシャル
12月31日	テレビ朝日	宇宙開発・UFO・未確認動物超能力！ビート・たけしの世界はこうしてダマされた!?!超常現象秘ファイル第4弾

こうした番組は娯楽番組に分類されるものであって、一般的にいえば「やらせ」番組である。「やらせ」とは「事実の伝達が前提とされている番組のなかで、人や物を使って虚偽の事実をつくりだすこと」（民放連）である。やらせ報道は、事実が明らかになるたびにあってはならないこととして批判されてきた。一九九二年九月三十日・十月一日の連夜放送されたNHKスペシャル「ムスタン王国」は視聴者に大きな感動をもたらしたが、後日内容はやらせによるものと判明し批判を浴びた。

テレビ業界では「探しもの・雪男・ツチノコ・ネッシーなどのUMA」、「不思議現象もの・UFO・心霊写真・心霊現象・幽霊の出る家・ミステリーサークル等」、「超能力もの・スプーン曲げ・占い・霊視・予言・気功等」のジャンルがあるという。これらは明らかに「やらせ」であるが、たいていの人は目くじらを立てることなく娯楽番組として視聴している。実際にUFOの特集番組を制作した現役プロデューサーは、自らUFOを作って奥多摩へ出かけ、木につるしたUFOを撮影して衝撃映像をでっちあげたという^③。

テレビの音響ディレクターであった木村哲人は、超能力とUFOがやらせ番組の元祖ではないかと指摘している^④。番組の制作現場にいるスタッフにとっては、やらせでなければ成立しない番組に関わることはとまどいがあったという。つまり、日頃やらせや過剰な演出を批判されながら「番組によってヤラセOKというのは、全くがてんがいかない気持ち」であるというのである^⑤。

木村は一九七〇年当時の超能力、UFO番組の現場を次のように回想している。「超能力もUHFも日本テレビが皮切りだったが、たちまち各局が真似るようになった。それでも現場の担当者には良心の迷いがあり、『週刊朝日』の超能力批判には神経をとがらしていた。ところが風はテレビの方に味方して吹いた。ほとんどのマスコミが超能力少年を面白おかしくとりあげ、テレビ側に有利な記事を書いたこと、批評家がテレビ批判をしなかったこと、等々

がテレビに勢いをつけさせたのである。⁽⁷⁾

ドキュメンタリーやニュース報道のやらせ事件における社会的批判と、堂々と放送されている超能力・心霊番組とのギャップを念頭に置くと、こうした「やらせ」の理解をそのまま宗教観連番組に適用することが困難なのではないかと思えてくる。つまり、超能力捜査官の番組、心霊写真の特集、占い師が芸能人を一刀両断するような番組は、世間一般で批判を買う「ヤラセ」とは認識されていないようだ、ということである。

五 心霊番組・超能力番組は「やらせ」か

メディア論やジャーナリズム論を専門とする渡辺武達は、テレビにおける宗教報道のあり方を論じている数少ない研究者である。渡辺は著作の中でしばしば超能力番組、占い番組等の問題に言及している。

渡辺は現行テレビ番組の放送法および放送基準の違反を論じた章でこの問題を取り上げている。先に言及した民放連の放送基準「占い、運勢判断およびこれに類するものは、断定したり、無理に信じさせたりするような取り扱いはしない」を示した上で、霊能者・宜保愛子の霊視、ミスター・マリックの手品を超能力であるかのように扱っている点、『緊急スペシャル―超常現象を見た』の高視聴率（平成五年九月三十日：二三・三％）を列挙しながら、これらの番組が「やらせ」的制作であると述べている。⁽⁸⁾

渡辺の「やらせ」の定義は「情報搬出においてその主題の選択と全体の編集、およびそれに関連する具体的小項目について、社会的・科学的真実と異なる形で意図的に番組制作したり、番組を脚色・演出、ないしはレポートする、あるいは番組内で出演者にそのように表現させること、もしくは局外者からそのような番組制作および情報搬出を

させられること、の総称」となっている。そしてテレビ番組に即して具体的な項目を九つ列挙している^⑨。

- ① 世論を誤導（ミスリード）する意図をもった番組の制作と放映
- ② 全編の偏向
- ③ 編集上における意図的な削除、あるいは添加
- ④ 番組内の個別事項の間違いや虚偽
- ⑤ 番組内の誇張表現
- ⑥ ないことをつくりあげる捏造
- ⑦ 事実の脚色と歪曲
- ⑧ 事実や真実からの逸脱
- ⑨ 速報性と、映像だけが真実というテレビ・メディアの特性に起因するもの

こうした定義の大半は、すぐにも超能力番組や心霊番組に該当するだろう。とくに⑤⑥⑦⑧などは、これら番組を制作する上での不可欠な作業である。その一方で、こうした番組が「やらせ」と認識されない点も浮かんでくる。つまり①に典型的な「世論を誤導（ミスリード）する意図」の存在である。ドキュメンタリーやニュース報道のように、制作者が特定の視点から現実の断片を映像化しようとするのと、占い師の強引な託宣の放送とは、質的に異なっている。この点は渡辺自身が、なぜ「やらせ」が批判されるかを述べている部分に明らかである。つまり「それが「やらせ」として批判されるのは、「視聴者（受け手）が映像を含めその部分を真実である」とらえているのに

「じつはそうではなかったという、送り手と受け手のコミュニケーションギャップがある限界を超え、その原因が送り手にあるとき」である。¹⁰この表現を宗教番組に適応して見れば、「視聴者が超能力（もしくは心霊現象）の存在を真実である（もしくはまったく真実ではない）とらえているのに、じつは存在しているかにみせた番組の演出をしただけで本当は存在しなかったというコミュニケーションギャップがある限界を超え、その原因が送り手にあるとき」ということになる。この表現は明らかに奇妙である。なぜならば、番組を通じて超能力や心霊現象あるいは占いが真実であるにとらえているのは、出演している超能力者、霊能者、占い師であって、番組の制作者は彼らと同じレベルで真実として放送しているとは考えられないからである。こうした番組は誰が見てもバラエティ番組であって、科学的番組ではない。その点では番組の制作者・放送局は、番組を成立させている、大半の視聴者と同様に半信半疑の共謀者の地位にとどまるのである。しかしながら他方で、放送局は、積極的に超能力の存在を訴えてみたり、世紀末預言の的中を喧伝してみたり、あるいは世の中に靈魂が存在し、不幸の原因となっていることを視聴者に説明している出演者をサポートし、番組を制作・放送しているのである（もしプロデューサーと放送局が放送内容を真実であると考えて放送しているとしたら、それ自体は完全に放送基準に抵触していることになる）。この点では制作者・放送局は、出演している超能力者や霊能者と協同していることになる。

六 心霊番組に対する無関心の存在

ところで、放送倫理機構のホームページには、視聴者の番組に対する意見が掲載されている（執筆時で平成一五年八月～平成一六年四月まで）。視聴者の意見には、心霊番組や占い番組の放映に対する少ない疑問が呈されて

いる。

心霊番組に関するものを拾ってみると以下のようになる。「心霊・超能力を扱った番組で、失踪者の家族に対し、その人は既に死亡している、など無神経な発言をしていた。(平成一五年十月)」「テレビはニュースで新興宗教の奇行や詐欺まがいの手口を問題視しながら、『霊能力』を扱った番組を放送している。一貫性がなく放送倫理にもとるのではない。(平成一五年十二月)」「心霊もの『番組はやめるべき。オウム真理教事件の教訓が生かされていない(平成一六年二月)』。『度々『霊媒師』『風水』『占い』などを取上げるワイドショーがある。制作者は冗談半分で扱っているのだから、迷信を助長し、実害も多いので厳重にチェックすべきだ。(平成一六年二月)』」「各局で占いや心霊を扱う番組を放送しているが、人間の可能性や努力を否定するものなのでやめてほしい(平成一六年三月)」。超能力番組についても「超能力者が行方不明者を探すという番組は、薬にもする思いの依頼者を引きずり回す残酷な番組だ。イカサマジみた番組の放送がなぜ許されるのか。(平成一六年二月)」

占いに関しても意見が述べられている。「占いの特集番組があったが、不安感と恐怖心を煽るだけの非科学的番組だ。情報番組で血液型の性格診断を放送していたが、科学的根拠の無いことをあたかも事実であるかのように放送するのは虚偽の放送だ。内容も特定の血液型を貶めるようなもので差別やいじめにつながりかねない。情報番組を装って差別的な放送を行ったことに疑問を感じる。〔計五件〕(平成一六年四月)」

また「ホラー映画の宣伝を、子どもの目に触れる時間帯に放送しないでほしい。昨年もホラー映画や刺激的なテレビゲームソフトのCMが問題になったが、なぜ同じ間違いを繰り返すのか。倫理観のない者に「言論の自由」を言う資格はない。(平成一六年一月)」しかしながら現在まで、放送倫理機構の委員会においてこうした意見や宗教関連番組に関する意見交換が行われたことはない。

社団法人日本PTA全国協議会は平成十六年六月に「子どもに見せたくない番組」調査の結果を公表した。^①調査は、平成十五年十一月から十二月にかけて、無作為抽出した小五と中二の各三〇五〇人とその保護者六一〇〇人に對して郵送で実施された（小五の約八〇%、中二の約八七%、保護者の約八二%から回答を得た。保護者に対する「子どもに見せたくない番組」の調査では、小五が「クレヨンしんちゃん」がトップで、「ロンドンハーツ」「水10!」と続いた。中二は「ロンドンハーツ」「水10!」「めっちゃ2イケてるッ!」。見せたくない理由は「内容がばかばかしい」「常識やモラルを極端に逸脱している」「言葉が乱暴」などであった。保護者が見せたくない番組の中に、心霊番組や超能力番組は含まれていない。

ところで、テレビにおける宗教関連番組への無関心は、放送界や、子どもや青年へのテレビの影響を憂える団体だけではない。宗教界や宗教研究者においても同様である。テレビと宗教に関する研究論文は皆無であり、宗教界からこうした問題が取り上げられたことはない。

七 心霊番組は影響を及ぼすか

こうした自体の背後には、ふたつの原因が存在する。ひとつは先に述べたテレビ局における心霊番組・超能力番組の位置づけの問題、いまひとつは現代日本人の宗教性に関わる問題である。

昭和五二年からテレビ朝日で放送が開始された「水曜スペシャル 川口浩探検隊」という番組がある。この番組は秘境や魔境へ分け入り、タイの巨大怪蛇ナーク、パラワン島の謎の原始猿バーゴン、ギアナの恐怖の巨大怪鳥ギヤロンを探すといった、一見して娯楽番組と分かる作りで人気番組となった。巨大怪蛇ナークらしき蛇の姿

や、原始猿人バーゴンの足跡をみて本物と信じる人はわずかであるにちがいない。実際この番組は昭和五九年八月に本物の頭蓋骨をフィリピンに撮影用として持ち込んだが使わず、ロケ地のフィジーにゴミといっしょに廃棄し、その後発覚して問題となった。⁽¹²⁾番組は昭和六十年六月十九日に「フィリピン原始洞穴に幻の石器裸族タオパントゥは実在した!! 共同生活5日間」として放送された。番組の冒頭から、川口探検隊の歌が挿入され、あやしげなナレーションに導かれながらジャングルに分け入る探検隊の姿は、明らかに娯楽番組である。視聴者はこの番組を秘境への冒険を記録したドキュメンタリーだとは思わない。この点に関して、制作者と視聴者との間には暗黙の了解が存在する。

他方「スイスぺ! 魔界潜入!! 怪奇心霊秘ファイルⅣ(平成一六年一月七日・テレビ朝日)」「江原啓之スピリチュアルSP 天国からの手紙―亡き家族からのメッセージ(平成一六年四月十八日・フジテレビ)」「THE スペシャル! 緊急再来日!! FBI超能力捜査官第6弾未解決事件に衝撃の結末(平成一六年六月十二日・日本テレビ)」「史上最強の占いバトル細木数子VSウンナン超有名人一〇〇人怒濤の運命メッタ斬りSP(平成一六年七月四日・日本テレビ)」といった番組はどうだろうか。心霊現象は存在する、霊魂は存在していて交信が可能である、超能力によって通常捜査ではないやり方で事件は解決する、占いは当たるといことが前提となつて番組は制作されている。番組中のナレーションや司会が「本当に〇〇なのでしょうか」等の疑問を呈することがあるが、それは放送内容や放送の前提を否定するものではない。

実際に制作者や放送局が霊魂や超能力の存在を事実として放送しているかは疑わしい。番組の制作現場を検証することはできないので、わずかな文献に依拠するしかないが、制作現場は真剣さとはほど遠い。先にUFOの映像をでっち上げたと言ったディレクターは、心霊番組の現場にも言及している。視聴者から送られてくる心霊写真の

大半は、どうみても人の影が背後で友人がいたずらをしているものだとすぐにもわかるものだという。そこで制作側が心霊写真めいたものを事前に作っておいて霊能者に解説してもらったり、スタジオにサクラを入れておいて除霊にはまってしまう仕掛けをしておく。その仕掛けに併せた出演者が霊が映っている演技をするのだそうである。⁽¹³⁾

制作の基本的なコンセプト、方法は川口浩探検隊と変わらない。しかし、川口浩探検隊が作り物であることを視聴者との暗黙の了解として放送しているのに対して、ヴァラエティ番組としての宗教番組自体は、制作現場とは裏腹にあくまで靈魂や超能力の存在を「真実」として視聴者に放送され、番組の制作者・放送局と視聴者は半信半疑の共謀者として存在するのである。視聴者が、放送局が制作した単なる娯楽、バラエティ番組として見るのか、それとも真に受けて靈魂や幽霊の存在を信じ、超能力による事件解決の可能性を信じるかは、視聴者に任されている。

こうした放送が可能ないまひとつの原因は、上記と関わる、日本人の宗教性の特徴にある。川口探検隊の番組を視聴して、巨大大怪蛇ナーク、パラワン島の謎の原始猿人バーゴン、ギアナの恐怖の巨大怪鳥ギャロンが実在すると考える視聴者はどれだけいるだろうか。⁽¹⁴⁾ しかしながら一連の宗教関連番組で前提とされている宗教性は、日本人の宗教性の中に存在するものである。

表2 大学生の宗教観・宗教性に関するアンケート調査

	肯定回答	否定回答	不明・その他	合計
死後の世界は存在する	54.9	19.5	25.6	100.0
死後、靈魂は存在する	51.1	20.7	28.2	100.0
輪廻転生はある	48.8	17.7	33.5	100.0
祟りはある	52.2	21.1	26.7	100.0
霊の存在を靈視することのできる霊能者は存在する	82.7	11.7	5.6	100.0
テレビ番組に出てくる心霊写真は本物だ	59.4	26.3	14.3	100.0
宜保愛子は本当に靈視ができる	15.0	73.3	11.7	100.0
ユリ・ゲラーの超能力は本物である	29.7	35.7	34.6	100.0
スプーンが曲がるのは超能力による	10.5	65.4	24.1	100.0

表2は平成一五年四月に大学生二六六名に対して実施したアンケート調査の結果の一部である。大学生の高い肯定回答自体に、メディアの影響を認めることができるかもしれない。

番組は、靈魂や死後の世界の存在といった宗教性を肯定した装いの上で、その道の専門家としての靈能者や超能力者、あるいは占い師を登場させ断言させる。番組は再現フィルムや編集されたそれらしい映像のつなぎ合わせにより真実らしい事実を作り上げるのである。

こうした番組が渡辺の定義するやらせと異なるのは、制作者側の誤導の意図が存在しない点である。番組制作者や放送局が、積極的に靈魂や超能力の存在を証明しようとする意図があるわけではない。それは次のような一文を読んでも容易に理解できるものである。局内の事実関係を確認することはできないが、十分に予想できる状況ではないだろうか。

「テレビ局の信頼を著しく傷つける」という批判がさらに高まってきたために、TBSの審査部が「超能力、靈能者番組の自粛を！」と審査メモを出した。それでも低視聴率にあえぐTBSは背に腹は代えられないとばかりに、宜保愛子の靈能力番組を相変わらず続けているし、外人催眠術師を高額のギャラで呼んでタレントやプロ野球選手を催眠術にかけて踊らせてみる妙な番組を作っている。・・・もちろんこんなものを流すのは視聴率がとれるからなのだが、これを流しても差別問題を抗議する団体からいちゃもんをつけられることもない。」^⑬

オウム真理教事件の後、テレビで放送された靈能者やオカルトに関する番組が影響したという指摘があった。伝統的な宗教的慣習が日常生活の中から脱落している現在、素朴な靈魂觀や来世觀がメディアを通じて流通し、影響

力を有していることの意味は十分に検討されなければならない。高視聴率こそが、こうした番組が繰り返し放送されるもつとも大きな要因であり、日本人の曖昧な宗教性を背景に成り立っている。そしてこうした番組が放送されることに對する全般的な無関心が存在する点は、十分に留意されてしかるべきである。

ところで、他にも考察すべき点が残されている。それはこうした番組の影響に関してである。筆者はこれまでの分析の中で、超能力番組や心靈番組、あるいは占いの番組の影響があるという前提に立っているが、この点に関しては周辺の資料を示したにとどまっている。テレビ視聴が実際にどの程度影響力を持っているかに関しては、専門家の間でも一致しないようだ。無藤隆編『テレビと子どもの発達』（東京大学出版会、昭和六二年）は、多くの研究によれば子供へのテレビの影響の大きさはかなり小さいとする一方で、暴力番組の視聴と攻撃行動の間に弱いながらも確実に正の相関関係があるとして、かなりの頁を分析に割いている。テレビにおける暴力と性に関する表現については、これまでに多様な機会に議論されてきた。中にはテレビの視聴自体が子どもが人間として成長すること
を阻害すると指摘する者も存在する。川崎医科大学小児科教授の片岡直樹は、単に教育的見地から弊害をもたらすだけでなく、身体的頭脳の問題のないはずの子どもがテレビによって阻害されると指摘している¹⁶。この点に関しては今後の研究にまつしかない。

平成一六年七月四日（日）午後九時からTBSで放送された「史上最強の占いバトル細木数子VSウンナン超有名人一〇〇人怒濤の運命メッタ斬りSP」は、六月二十八日（月）～七月四日（日）の週に放送された、報道、教育・教養、音楽、ドラマ、アニメ、映画、スポーツ、娯楽番組に分類されている全番組の中で、もつとも高い視聴率を獲得した（二五・二パーセント）。翌週七月十日に日本テレビで放送された「THEスペシャル！・細木数子&みのもんだ絶対！幸せになろうよ」も同様にその週のもつとも高い視聴率を獲得した（二一・七パーセント）。内容

は酷似しており、占い師の細木数子が、若手の俳優に対して「近々自殺の要素あり」と断言して見せたり、結婚したばかりの芸能人に「ぜったいに離婚する」と述べるなど、占い師でなければたんなる個人的な誹謗中傷に当たたる内容に終始している。

細木数子の番組に対する関心の高さが、そのまま日本人に影響力を持ったことの証明にならないとしても、視聴者がどのように番組を評価しているかに関する調査研究が必要である。

今ひとつ調査が必要なのは、制作者・放送局側の制作意図である。たんに細木数子を出せば視聴率がとれる、と考えているのかどうか、正式な問い合わせが必要である。放送局には、視聴者からの意見をうかがうことを目的としたセクションが設けられている。日本テレビであれば、「あなたと日テレ」という機構があり、電話もしくはファックスで意見が述べられるようになっていいる。TBSであれば「テレビ番組へのお問い合わせ」として電話、手紙、メールが可能である。しかしながら問い合わせに対する返信は必ずしも約束されていない。草野厚は、今日の放送制度の中には番組に疑問を投げかけ、番組の検証を実現させる場が制度化されていないと指摘している¹⁷。実際に放送された映像は、録画しておく以外に、視聴者が後で確認することはひじょうに困難である。放送倫理機構への問い合わせに関しても回答が期待できるわけではなく、審議として取り上げられるかどうかは放送倫理機構の判断次第である。

先にも指摘したように、テレビにおける宗教関連番組のあり方に関する無関心は、制作者、放送局、視聴者だけではない。宗教者や宗教団体、その連合体も関心を示さない。宗教教育の必要性に関する議論は行われるものの、現在、かなりの影響力を及ぼしていると考えられるテレビでの宗教放送に関しては何ら関心は持たれていない。そしてこの無関心さは研究者に関しても当てはまる。情報化と宗教の領域に関する研究者はきわめて少なく、テレビ

に関する研究の蓄積は皆無である。今後、日本社会のいつその情報化を踏まえて、調査の進展が望まれる。

註

- (1) 電波法は免許に関わる法律であつて、(目的) 第1条に「この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することに
よつて、公共の福祉を増進することを目的とする。」と記されているだけで、具体的な方法内容の規定は含まれていない。
- (2) 『民放連 放送基準解説書 二〇〇四』社団法人日本民間放送連盟、二〇〇四年。
- (3) 西正『図解 放送業界ハンドブック』東洋経済新報社、一九九八年、二四―二七頁。
- (4) 生島幸太郎『わたしは危ないテレビディレクター』データバンク、一九九四年。
- (5) 木村哲人『テレビは真実を報道したか―ヤラセの映像論』三一書房、一九九六年、一三四頁。
- (6) 生島幸太郎『わたしは危ないテレビディレクター』データバンク、一九九四年、一三三頁。
- (7) 同、一三四頁。
- (8) 渡辺武達『メディア・トリックの社会学』世界思想社、一九九五年、一二三―一二五頁。
- (9) 同、一九頁。
- (10) 同、二三頁。
- (11) 社団法人日本PTA全国協議会『家庭教育におけるテレビメディア調査・青少年とインターネット等に関する調査調査結果報告書』平成一六年三月。
- (12) 新藤健一『映像のトリック』講談社、一九八六年、一〇六頁。
- (13) 生島幸太郎『わたしは危ないテレビディレクター』データバンク、一九九四年、三〇―三一頁、一五二―一五三頁。
- (14) いてほしい、万が一と考える視聴者は存在するかもしれない。またまれには、番組の視聴をそのまま信じる視聴者もいるかもしれないが、規模の点から入って問題にはならないだろう。
- (15) 生島幸太郎『わたしは危ないテレビディレクター』データバンク、一五二―一五三頁。
- (16) 片岡直樹『テレビ・ビデオが子どもの心を破壊している』メタモル出版、二〇〇一年、四頁。
- (17) 草野厚『テレビ報道の正しい見方』PHP研究所、二〇〇〇年、七三―八六頁。